

原 発 本 第 2 2 7 号  
2 0 2 0 年 3 月 2 3 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号  
申 請 者 名 九州電力株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年11月22日付け、原発本第150号をもって変更認可申請（2020年2月14日付け原発本第206号で一部補正）しました川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

## 補正の理由

### 1. 本文「2. 変更の理由」の一部補正

記載の適正化を行う。

### 2. 別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の一部補正

第33条（計測及び制御設備）の所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置に係る注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。（以降の注釈番号を繰り上げる。）

また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文のうち  
「2. 変更の理由」の一部補正

## 2. 変更の理由

### (1) 1号炉及び2号炉の常設直流電源設備（3系統目）の設置に伴う変更

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第五十七条第2項に規定される特に高い信頼性を有する常設直流電源設備（3系統目）を設置することに伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第83条（重大事故等対処設備）
- ・添付1 異常時の運転操作基準（第90条関連）
- ・添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準

### (2) 1号炉及び2号炉の原子炉安全保護盤取替工事に伴う変更

設備の保守性、信頼性向上の観点から、原子炉安全保護盤についてデジタル制御装置を採用した制御盤に取り替える。

あわせて、原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の作動信号の一部について、作動信号に用いる検出信号を増やし、信頼性及び保守性の向上を図ると共に、設定値を最新プラントの考え方に整合させる観点から、原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の作動信号の設定値を変更する。これらの工事等に伴い、以下の条文について変更を行う。

- ・第33条（計測及び制御設備）
- ・第34条（DNB比）
- ・第42条（加圧器）

また、デジタル制御装置の採用により電源容量が増加し、全交流電源喪失時の蓄電池（安全防護系用及び重大事故等対処用）の負荷が増加することから、全交流電源喪失時における不要直流負荷の早期隔離の手順が追加されたことを踏まえ、「添付3 重大事故等及び大規模損壊対応に係る実施基準」を変更する。

川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち  
別添（川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の  
補正前後比較表

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <u>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</u>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未済にする。	12時間			

※15: 当該計測及び制御設備に期待されている機能が達成されている状態を確認するための点検時において、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 1次冷却材可変温度高 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
8. 1次冷却材可変温度高 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1及び2	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※18</sup>	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となって48時間以内に1回	係修課長及び技術課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未済にする。	12時間			

※15: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない(以下、本案において同じ)。

※16: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる(以下、本案において同じ)。

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下		モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上		モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage]以下		モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下		モード1(f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※16 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
12. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材流量低	1ループ	定格流量の87%以上	モード1(g)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、P-8未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
	2ループ	定格流量の87%以上	モード1(h)	1ループ 当たり 4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
13. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上		モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
14. 1次冷却材流量喪失 1次冷却材ポンプ電源周波数低	57 Hz以上		モード1(f)	1母線当たり 3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長

補正箇所

申請書の引添  
 (川内原子力発電所原子炉施設関係定期変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台 開	—	モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未滿にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	2台 開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
16. 蒸気流量-給水流 量差大と蒸気発生 器水位値の一致	蒸気-給 水流 量差大	873 t/h以下	モード1及び 2	1ループ 当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	蒸気発生 器水位低	計器スパンの 23%以上		1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 11%以上		モード1及び 2	1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
15. 1次冷却材ポンプシャ断器開	1台 開	—	モード1 (g)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-8未滿にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
	2台 開	—	モード1 (h)	1次冷却材ポンプ1台 当たり 1	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、P-7未滿にする。	6時間 12時間			
16. 蒸気流量-給水流 量差大と蒸気発生 器水位値の一致	蒸気-給 水流 量差大	873 t/h以下	モード1及び 2	1ループ 当たり 2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	蒸気発生 器水位低	計器スパンの 23%以上		1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
17. 蒸気発生器水位異常低	計器スパンの 11%以上		モード1及び 2	1基当たり 4 <sup>※15</sup>	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 保修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <sup>※16</sup> B. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長

補正箇所

申請書の別添  
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。



補正後

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
18. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	6.4 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 E. 1 当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	主蒸気止め弁全開	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 E. 1 当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1、非常用炉心冷却系を参照		モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋1階床 (EL.13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値		適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
18. タービントリップ	非常しゃ断油圧低	6.4 MPa[gage]以上	モード1 (f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 E. 1 当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	主蒸気止め弁全開	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 E. 1 当直課長は、P-7未済にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
19. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1、非常用炉心冷却系を参照		モード1及び2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
20. 地震加速度高	水平方向	原子炉補助建屋1階床 (EL.13.3 m) 260 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 80 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
		原子炉補助建屋地下5階床 (EL.-21.0 m) 160 Gal 以下	モード1及び2	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※16 E. 1 当直課長は、モード3にする。	6時間 12時間			

補正箇所

申請書の別添  
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>14</sup> ～ 1.3×10 <sup>10</sup> A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※16	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※16	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±1.8 %	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※16	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未済にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %	モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※16	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の 10±0.6 %	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※16	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-13未済にする。	12時間			

※16：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
21. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>14</sup> ～ 1.3×10 <sup>10</sup> A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d. 項及びe. 項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-7未済にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±1.8 %	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-8未済にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1.8 %	モード1 (b) 及び2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	高圧タービン 入口蒸気圧力 定格出力の 10±0.6 %	モード1 (i)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17	A.1 係修課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、P-13未済にする。	12時間			

※17：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- ・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

表 33-3 工学的安全施設等作動計装

【凡例】

(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上  
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上  
 (c) 全主蒸気隔離弁が開いている場合は除く  
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合  
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く  
 (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長

※17: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。

表 33-3 工学的安全施設等作動計装

【凡例】

(a) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上  
 (b) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上  
 (c) 全主蒸気隔離弁が開いている場合は除く  
 (d) P-12 (1次冷却材平均温度) インターロックを超える場合  
 (e) 主給水隔離弁、主給水制御弁及び主給水バイパス制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く  
 (f) 主給水制御弁が閉止又は隔離されている場合は除く

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却系									
a. 非常用炉心冷却系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力高	30 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa[gage]以上	モード1及び2(b)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長

※18: 原子炉保護系論理回路の機能検査時においては、残りの1系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパスした系統を動作不能とはみなさない(以下、本条において同じ)。

申請書の別添  
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- 注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
f. 主蒸気ライン差圧高	0.94 MPa以下		モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	2095 t/h以下(定格出力時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	各主蒸気ラインごとに4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
1次冷却材平均温度異常低	281.9℃以上	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長		
				4※15	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長

補正前(2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値		通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低	12.04 MPa[gage]以上	モード1、2及び3(a)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	加圧器水位低	計器スパンの3%以上	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
f. 主蒸気ライン差圧高	0.94 MPa以下		モード1、2及び3	各主蒸気ラインごとに4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
g. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高	2095 t/h以下(定格出力時)	モード1、2及び3(d)	各主蒸気ラインごとに2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長
	主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa[gage]以上	各主蒸気ラインごとに4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長	
1次冷却材平均温度異常低	281.9℃以上	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 <b>※16</b>	6時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長		
				4※15	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	当直課長

補正箇所

申請書の別添  
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規程変更前後比較表の變更後欄)  
 ・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力異常高	119 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 格納容器スプレイ系									
a. 格納容器スプレイ系作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2、3及び4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力異常高	119 kPa[gage]以下	モード1、2及び3	4※15	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長

補正箇所

申請書の別添  
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A									
(1) 格納容器隔離A作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(4) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
b. 格納容器隔離B									
(1) 格納容器隔離B作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値 1号炉及び2号炉	運用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 格納容器隔離									
a. 格納容器隔離A									
(1) 格納容器隔離A作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	—	モード1、2、3及び4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3) 格納容器スプレイ手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(4) 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
b. 格納容器隔離B									
(1) 格納容器隔離B作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動起動	機能2. 格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照								
(3) 格納容器圧力異常高	機能2. 格納容器スプレイ系 c. 格納容器圧力異常高を参照								

補正箇所

申請書の別添  
 (川内原子力発電所原子炉施設安全規程変更前後比較表の変更後欄)  
 ・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長
(2) 格納容器隔離A	機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照								
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び係修課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2、格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2) 手動起動を参照							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1、非常用炉心冷却系を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
c. 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離									
(1) 格納容器隔離Aと6.6kV非常用母線電圧低による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長
(2) 格納容器隔離A	機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離Aを参照								
(3) 6.6kV非常用母線電圧低	定格電圧の64.7%以上	モード1、2、3及び4	1母線当たり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	設定値確認及び機能検査を実施する。	定期検査時	発電課長及び係修課長
d. 格納容器換気系隔離									
(1) 格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3及び4	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
(2) 手動起動	格納容器スプレイ 格納容器隔離A	機能2、格納容器スプレイ系 b. 手動起動を参照 機能3、格納容器隔離 a. 格納容器隔離A (2) 手動起動を参照							
(3) 非常用炉心冷却系作動	機能1、非常用炉心冷却系を参照								

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統※17	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力異常高	81 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、 <b>残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。</b> B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	モード1、2(c)及び3(c)	機能1.非常用炉心冷却系 g.主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照						

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	—	モード1、2(c)及び3(c)	2系統※18	A.1 系統が動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
b. 手動起動	—	モード1、2(c)及び3(c)	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	48時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
c. 格納容器圧力異常高	81 kPa[gage]以下	モード1、2(c)及び3(c)	4※15	A.1 チャンネルが動作不能である場合 B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 ※18 B.1 当直課長は、モード3にする。及び B.2 当直課長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係修課長 当直課長
d. 主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致	主蒸気流量高 主蒸気ライン圧力低 1次冷却材平均温度異常低	モード1、2(c)及び3(c)	機能1.非常用炉心冷却系 g.主蒸気流量高と主蒸気ライン圧力低又は1次冷却材平均温度異常低の一致を参照						

補正箇所

申請書の別添  
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定更新前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。



補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統※17	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係長
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係長 当直係長
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低 286.1℃以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。ただし、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係長 当直係長
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
5. 給水隔離									
a. 給水隔離作動論理回路	—	モード1、2 (e) 及び3 (e)	2系統※18	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	係長
b. 蒸気発生器水位異常高	計器スパンの80%以下	モード1、2 (e) 及び3 (e)	1基当たり4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係長 当直係長
c. 非常用炉心冷却系作動	機能1. 非常用炉心冷却系を参照								
d. 1次冷却材平均温度低 と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低 286.1℃以上	モード1、2 (f) 及び3 (f)	4※15	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。※18 B.1 当直係長は、モード3にする。 B.2 当直係長は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	係長 当直係長
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照								

補正箇所

申請書の別添  
(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。) また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>-11</sup> ~ 1.3×10 <sup>-10</sup> A	モード1及び 2 (b)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※18 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長はモード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長
b. P-11	加圧器圧力 13.729±0.0325 MPa[gage]	モード1、2 及び3 (a)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※18 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9±0.25 °C	モード1、2 及び3 (d)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※18 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長

※18：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置※2			確認事項		
	1号炉及び2号炉			条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 7.5×10 <sup>-11</sup> ~ 1.3×10 <sup>-10</sup> A	モード1及び 2 (b)	2	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※19 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長はモード3にする。	1時間 12時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長
b. P-11	加圧器圧力 13.729±0.0325 MPa[gage]	モード1、2 及び3 (a)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※19 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長
c. P-12	1次冷却材平均温度 283.9±0.25 °C	モード1、2 及び3 (d)	4	A. 1チャンネル 以上が動作不 能である場合 ※19 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できな い場合	A.1 係修課長は、当該インターロ ックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認及び機能検査 を実施する。	定期検査時	係修課長

※19：インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合（手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む）をいう。

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉  
施設保安規程変更前後  
比較表の変更後欄)

- ・注釈※16として記載してい  
た内容を措置の欄に記載し、  
※16を削除する。(以降の  
注釈番号を繰り上げる。)   
また、※15の注釈について、  
記載の適正化を行う。

補正後

表 33-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※19</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 <sup>※20</sup>	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		3						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		3						
化学体積制御系計装 <sup>※21</sup>	ほう酸タンク水位	4	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	連やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	主蒸気ライン圧力	各?/2							
主蒸気及び給水、補助給水系計装 <sup>※20</sup>	復水タンク水位	2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 係修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	蒸気発生器水位(広域)	3							
	蒸気発生器水位(狭域)	各SG2							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装 <sup>※20</sup>	燃料取替用水タンク水位	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	格納容器圧力	2							
	格納容器内温度	2							
	格納容器内高レンジエアモニタ(低レンジ)	2							
原子炉格納容器関連計装 <sup>※20</sup>	格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	原子炉補機冷却系計装 <sup>※20</sup>	原子炉補機冷却水サージタンク水位							2
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	非常用炉心冷却系計装 <sup>※20</sup>	高圧安全注入流量							4
		低圧安全注入流量	4						

※19：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※20：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。  
 ※21：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。

補正前(2019年11月22日付 原発本第150号)

表 33-4 事故時監視計装

項目	機能	適用モード	所要チャンネル数	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 <sup>※20</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装 <sup>※21</sup>	1次冷却材圧力(広域)	モード1、2及び3	2	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
	加圧器水位		2						
	1次冷却材温度(広域)(高温側)		3						
	1次冷却材温度(広域)(低温側)		3						
化学体積制御系計装 <sup>※21</sup>	ほう酸タンク水位	4	B. 条件Aの措置を完了した時間内に達成できない場合	B.1 係修課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	連やかに	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	主蒸気ライン圧力	各?/2							
主蒸気及び給水、補助給水系計装 <sup>※21</sup>	復水タンク水位	2	C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 係修課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。又は、代替の監視手段を確保する。	10日	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	蒸気発生器水位(広域)	3							
	蒸気発生器水位(狭域)	各SG2							
	補助給水流量	3							
燃料取替用水系計装 <sup>※21</sup>	燃料取替用水タンク水位	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	格納容器再循環サンプ水位(広域)	2							
	格納容器再循環サンプ水位(狭域)	2							
	格納容器圧力	2							
	格納容器内温度	2							
	格納容器内高レンジエアモニタ(低レンジ)	2							
原子炉格納容器関連計装 <sup>※21</sup>	格納容器内高レンジエアモニタ(高レンジ)	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	原子炉補機冷却系計装 <sup>※21</sup>	原子炉補機冷却水サージタンク水位							2
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2	D. 条件Cの措置を完了した時間内に達成できない場合	D.1 当直課長は、モード3にする。及び D.2 当直課長は、モード4にする。	36時間	動作不能でないことを指示値により確認する。	1か月に1回	当直課長	
	非常用炉心冷却系計装 <sup>※21</sup>	高圧安全注入流量							4
		低圧安全注入流量	4						

※20：チャンネルごと、機能ごとに個別の条件が適用される。  
 ※21：各計装が動作不能時は、第83条(表83-16)の運転上の制限も確認する。

補正箇所

申請書の別添  
 (川内原子力発電所原子炉施設保安規程変更前後比較表の変更後欄)

・注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

表 33-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値 1号炉及び2号炉	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 <sup>※17</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※18</sup> 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※18</sup> 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照								

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

表 33-6 中央制御室非常用循環系計装

機能	設定値 1号炉及び2号炉	通用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2系統 <sup>※18</sup>	A. 1系統が動作不能である場合 B. 2系統が動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B.1 係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。 C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※18</sup> 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
2. 手動起動	—	モード1、2、3、4及び使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	所要の中央制御室非常用循環系につき2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合 C. モード1、2、3及び4において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合 D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において条件A又はBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 C.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 D.1 当直課長は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 又は D.2 係修課長は、照射済燃料の移動を中止する <sup>※18</sup> 。	30日 10日 速やかに 速やかに	機能検査を実施する。	定期検査時	係修課長
3. 非常用炉心冷却系作動	表 33-3 機能1. 非常用炉心冷却系を参照								

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- 注釈<sup>※16</sup>として記載していた内容を措置の欄に記載し、<sup>※16</sup>を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、<sup>※15</sup>の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※21			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てん/高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 96時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	96時間			

※21：機能ごとに個別の条件が適用される。

補正前 (2019年11月22日付 原発本第150号)

表 33-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置※22			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
ほう酸ポンプ	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
充てん/高圧注入ポンプ 抽出オリフィス隔離弁 海水ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 加圧器後備ヒータ 電動補助給水ポンプ	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 96時間			
余熱除去ポンプ	モード4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	96時間			

※22：機能ごとに個別の条件が適用される。

補正箇所

申請書の別添

(川内原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- 注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。(以降の注釈番号を繰り上げる。)また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。

補正後

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※1</sup>			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6のターゲット未潤）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

補正前（2019年11月22日付 原発本第150号）

機能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 <sup>※2</sup>			確認事項		
		条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
加圧器圧力	モード1、2及び3	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード4にする。	12時間 36時間			
蒸気発生器広域水位 蒸気ライン圧力 加圧器水位	モード1、2、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
中性子束（中性子源領域）	モード2（P-6のターゲット未潤）、3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード3にする。 及び B.2 当直課長は、モード5にする。	12時間 56時間			
1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材温度（広域）（低温側）	モード3及び4	A. 1つの機能が動作不能である場合	A.1 保修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。	30日	機能検査を実施する。	定期検査時	保修課長
		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 当直課長は、モード5にする。	56時間			

補正箇所

申請書の別添  
（川内原子力発電所原子炉  
施設保安規定変更前後  
比較表の変更後欄）

- 注釈※16として記載していた内容を措置の欄に記載し、※16を削除する。（以降の注釈番号を繰り上げる。）また、※15の注釈について、記載の適正化を行う。